

台風・風水害等非常の場合における措置

台風・風水害時の措置は次の通りとする。

伊丹市に次のいずれかの警報が発令中のとき、生徒は登校しない。

暴風警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報

午前7時までに解除されているときは、予定通りの授業を行う。

『平常授業時』

1 午前7時の時点で警報が発令されている場合、自宅で待機する。

2 10時までに解除された場合は、第5校時より授業を行う。

SHR 13:00

第5限 13:15～14:05

第6限 14:15～15:05

第7限 15:15～16:05

3 警報が10時の時点で解除されていない場合、休業日とする。

4 伊丹市以外の生徒の居住地にのみ警報が発令された場合、その地域の生徒は自宅待機とする（公欠扱い）。ただし、警報が解除された時は、登校して授業を受けるものとする。

5 その他特別の場合は、校長の指示による。

『考査期間』

1 午前7時の時点で警報が発令されている場合、臨時休校とし、当該日の考査を考査最終日の翌日に実施する。

なお、その日が休日の場合はさらにその翌日に実施する。

2 伊丹市以外の生徒の居住地にのみ警報が発令された場合、その地域の生徒は自宅待機とする（公欠扱い）。

『特編授業等午前中のみの日』

1 午前7時の時点で警報が発令されている場合、臨時休校とする。

2 伊丹市以外の生徒の居住地にのみ警報が発令された場合、その地域の生徒は自宅待機とする（公欠扱い）。

3 その他特別の場合は、校長の指示による。